

議案第63号

飯能市立名栗幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

飯能市立名栗幼稚園条例（平成16年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（保育料等）」に改め、同条中「額は、」を「額は無料」とし、預かり保育料の額は」に改める。

第5条（見出しを含む。）及び第6条（見出しを含む。）中「保育料」を「預かり保育料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

各月初日の幼児の属する世帯の階層区分	預かり保育料（日額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
生活保護法による被保護世帯以外の世帯	200円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市立名栗幼稚園条例第4条の規定は、令和元年10月分の保育料等から適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市立名栗幼稚園条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p><u>(保育料等)</u></p> <p>第4条 幼稚園の保育料の額は無料とし、預かり保育料の額は別表のとおりとする。</p> <p>(預かり保育料の徴収)</p> <p>第5条 預かり保育料の徴収方法については、教育委員会が定める。</p> <p>(預かり保育料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の幼児の属する世帯の階層区分</th><th>預かり保育料（日額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯以外の世帯</td><td>200円</td></tr> </tbody> </table>	各月初日の幼児の属する世帯の階層区分	預かり保育料（日額）	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	生活保護法による被保護世帯以外の世帯	200円	<p><u>(保育料)</u></p> <p>第4条 幼稚園の保育料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第5条 保育料の徴収方法については、教育委員会が定める。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>(1) 保育料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の児童の属する世帯の階層区分</th><th>保育料（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層区分 定義</td><td></td></tr> <tr> <td>A 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td><td>0</td></tr> <tr> <td>B A階層を除き、市町村民税（4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税。以下同じ。）非課税世帯</td><td>2,800</td></tr> </tbody> </table>	各月初日の児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）	階層区分 定義		A 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0	B A階層を除き、市町村民税（4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税。以下同じ。）非課税世帯	2,800
各月初日の幼児の属する世帯の階層区分	預かり保育料（日額）														
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円														
生活保護法による被保護世帯以外の世帯	200円														
各月初日の児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）														
階層区分 定義															
A 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0														
B A階層を除き、市町村民税（4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税。以下同じ。）非課税世帯	2,800														

<u>C1</u>	<u>A階層</u> <u>及びB</u> <u>階層を</u> <u>除き、</u> <u>市町村</u>	<u>所得割の</u> <u>額のない</u> <u>世帯</u>	<u>2, 800</u>
<u>C2</u>	<u>円以下</u>	<u>77, 100</u>	<u>9, 000</u>
<u>C3</u>	<u>民税の</u> <u>所得割</u> <u>の額が</u> <u>次の区</u>	<u>77, 101</u> <u>円以上</u> <u>211, 200</u> <u>円以下</u>	<u>11, 500</u>
<u>C4</u>	<u>分に該</u> <u>当する</u> <u>世帯</u>	<u>211, 201</u> <u>円以上</u>	<u>13, 800</u>

備考

1 この表において「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。

2 月の途中において入園し、又は退園した場合における当該月の保育料は、この表に定める月額をその月の日数に応じ日割りによって計算した額とする。

(2) 預かり保育料

階層区分	預かり保育料（日額）
<u>A</u>	<u>0円</u>
<u>B及びC</u>	<u>200円</u>

参考

(抜粋)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第十七号
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、並びに同法附則第十七条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条—第七条）
第二章 経過措置（第八条）

附則

第一章 関係政令の整備等
(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)
第一条 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のよつて改正する。
第一条中「子ども・子育て支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の二条を加える。
(法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設)

第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号ハの政令で定める施設は、法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四条）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る）であつて同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものとする。